

事業者の皆さまへ

事業系ごみ 適正処理の手引き

～ 分別と適正な処理について ～

もくじ

○ はじめに	1ページ
○ 事業者の責務	1ページ
○ まずは減量化を！3Rの推進！	1ページ
○ 事業系ごみとは	2ページ
○ 事業系一般廃棄物とは	3ページ
○ 産業廃棄物とは	4ページ
○ 資源物とは	6ページ
○ 事業系ごみの処理の流れ	7ページ
○ 廃棄物の処理委託と運搬の注意点	9ページ
○ 事業者が行う報告について	10ページ
○ 事業系ごみに関するQ&A	11ページ



正しく分別して、
適正に
処理しましょう。

横須賀市

はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法と言います。)」第3条(事業者の責務)に基づき、事業所等から排出されるごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定されました。その中で、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆さまには本手引きをご活用いただき、ごみの減量化・再資源化への取組みと、循環型社会の構築推進へのご協力をお願いします。

事業者の責務

事業者の責任として、次のような事項が義務付けられています。

1. 事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことによりその減量に努める。
3. ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方自治体の施策に協力する。

ごみが事業所から運ばれた後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。信頼できる許可業者に処理を委託するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握してください。また、ごみの減量化に努めてください。

まずは減量化を！3Rの推進！

1. 発生抑制 (Reduce)

まずは、ごみが出ないような工夫をしましょう。

(例) 使い捨て製品の見直し/レジ袋有料化・マイバック持参への特典付与
簡易包装の推進/食べ残し・余剰食品の削減/生ごみの水切りの徹底

2. 再使用 (Reuse)

修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。

(例) リターナブル容器の導入/レンタルやリースの利用

3. 再生利用 (Recycle)

資源ごみを徹底して分別し、処分ではなく資源化を図りましょう。

(例) リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収促進/生ごみ処理機導入
電気製品、建設資材廃棄物などを処理する際の法令遵守

4. 適正処理

どうしても資源化できないものは適正に処理してください。

ごみ減量のメリット

環境負荷の軽減

ごみの処理(収集運搬、焼却、埋立て)に伴い発生するCO₂などが減り、環境負荷を低減することができます。

企業イメージ向上

近年は環境への関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化の取組みは企業のイメージアップにつながります。

コストの削減

事業活動に伴うごみ処理費用は必要経費です。ごみを減らすことで、経費の削減が期待できます。

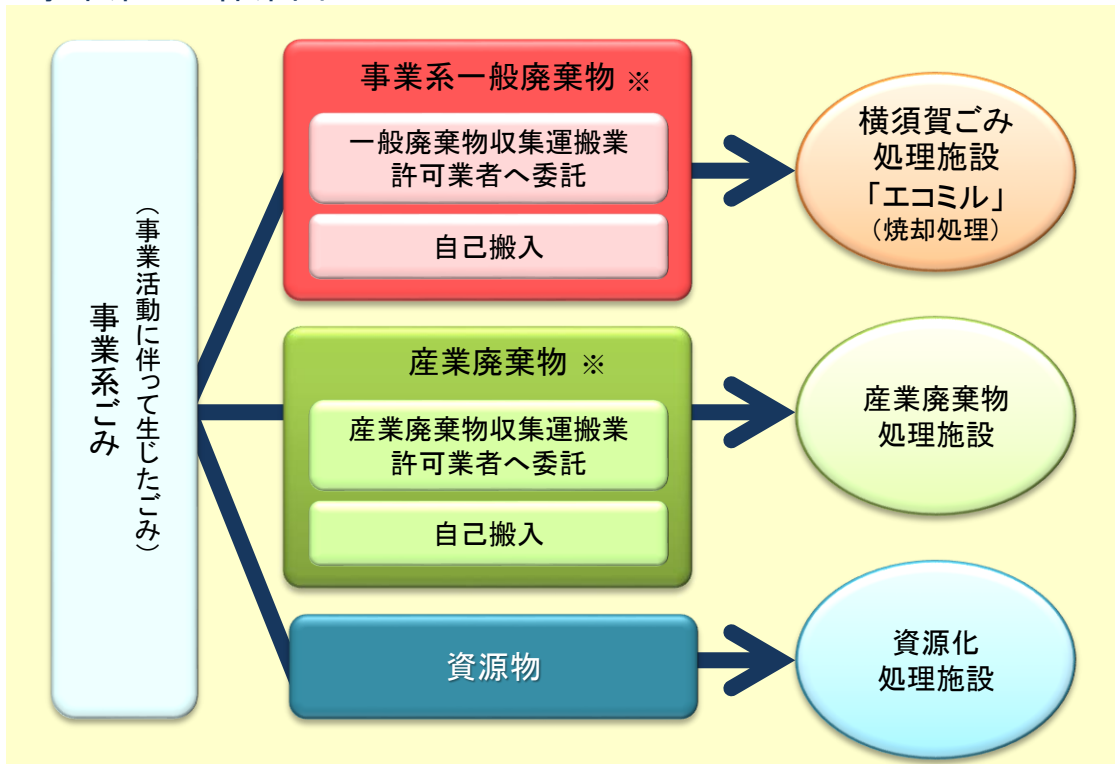
事業系ごみとは

事業活動に伴って生じたごみは「**事業系ごみ**」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは異なる方法で処理されます。

事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署等が行う公共サービス等の活動も含まれます。従業員の飲食などに伴って生じたごみ及び製造、流通、販売などの本来の業務以外で臨時的に発生するごみについても、事業系ごみになります。

事業系ごみは大きく分けて「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業系ごみの中には、分別することで「**資源物**」となるものも含まれています。

事業系ごみ体系図



※ 一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものについては、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当します。これらの廃棄物は特に注意して取り扱う必要があります。詳しい処理方法などについては市にお問い合わせください。

事業系ごみは事業者自らが収集運搬業や処分業の許可を受けた業者(以下、許可業者と言います。)**にそれぞれ処理を委託しなければなりません**。また、自己処理をする場合は、「廃棄物処理法」の処理基準を遵守してください。

事業活動に伴って生じたごみは、家庭ごみ集積所に出すことはできません。



自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から出るごみ」と「事業所から出るごみ」を分けてください。事業系ごみを家庭ごみ集積所に出すことはできません。

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物(4ページ参照)に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

事業系一般廃棄物の例



食品、生花等の売れ残りは、

- ・中身(事業系一般廃棄物)
- ・プラスチック包装(産業廃棄物)

を分けて排出してください。



事業系^{せんていし}剪定枝は、

市内の民間資源化処理施設へ
搬入してください。(6ページ参照)

(注1) 建設業、木材製造業、木製品製造業等から排出される木くずおよび貨物流通用の木製パレットなどは、産業廃棄物に該当します。

(注2) 食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。
(厨芥類とは、野菜くずなどの生ごみを指します。)

一般家庭から出るごみと変わらないものであっても、事業系一般廃棄物を家庭ごみ集積所に出すことはできません。少量の場合も同様です。

事業者自らが市の処理施設等へ搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください(7ページ参照)。



事業系ごみを家庭ごみ集積所に出すことはできません！

このような行為は、排出量に関係なく不法投棄とみなされます。
事業系ごみは適正に処理してください。



事業系一般廃棄物多量排出事業者について

事業系一般廃棄物を日量平均50キログラム以上排出する事業者は多量排出事業者としており、処理実績などの報告が求められます(10ページ参照)。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物処理法」及び「廃棄物処理法施行令」で定められた20種類の品目（【表-1】参照）を産業廃棄物といいます。

【表-1】産業廃棄物の分類

すべての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する業種が限定されるもの（※）	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの。	

（※）それぞれ該当する業種は以下のとおり。⑬建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など。⑭建設業、木材製造業、木製品製造業など。また、貨物流通用の木製パレットなど。⑮建設業、繊維工業に係る天然繊維。⑯食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業。⑰と畜場、食鳥処理場。⑱畜産農業。

一般家庭から出るごみと変わらないものであっても、**事業活動に伴って生じ、【表-1】に示した20種類に該当するものは、すべて産業廃棄物**となります。

産業廃棄物の例



→ 廃プラスチック類



→ 廃プラスチック類



→ 廃油（容器は素材による）



→ 廃プラスチック類



→ 金属くず



→ ガラスくず、陶磁器くず

固化させた食用油も産業廃棄物です。

許可業者と個別に契約して適正に処理してください。
事業系一般廃棄物とは混ぜないでください。



産業廃棄物の処理は、事業者自らが産業廃棄物処分業許可業者の処理施設へ搬入するか、県または市の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください（8、9ページ参照）。

詳細は、「水銀廃棄物ガイドライン(環境省)」
をご確認ください。

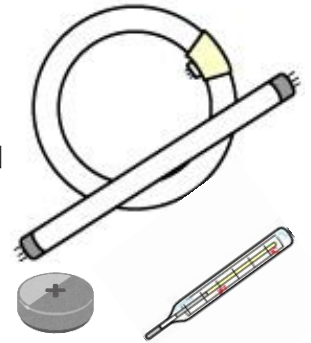
水銀廃棄物(蛍光灯など)

水銀廃棄物は、「**廃水銀等**(特別管理産業廃棄物)」「**水銀含有ばいじん等**(産業廃棄物)」「**水銀使用製品産業廃棄物**(産業廃棄物)」に分類されます。

蛍光灯、水銀電池、水銀体温計などが産業廃棄物となったものを保管や処理委託をする場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」として対応が必要となります。

破砕することのないよう、また他の物と混合するおそれがないよう区分をして保管してください。また、水銀廃棄物が処理できる許可業者に処理委託してください。

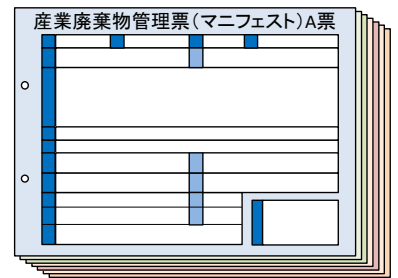
なお、産業廃棄物の種類は、廃蛍光灯の場合、「**廃プラスチック類**」、「**金属くず**」、「**ガラスくず**」です。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、許可業者に対して紙マニフェスト(【図-1】参照)の交付、または電子マニフェストの登録が義務付けられています。

排出のたびに、産業廃棄物の種類、運搬先ごとに、**マニフェストを事業者が自ら作成し、許可業者に交付して下さい**(9ページ参照)。



【図-1】産業廃棄物管理票
(紙マニフェスト・7枚複写)イメージ

事業所内における産業廃棄物の保管

産業廃棄物の保管場所には以下の項目を記載した掲示板(縦横60センチ以上)を掲げる必要があります(【図-2】参照)。

- ・「産業廃棄物保管場所」である旨の表示
- ・廃棄物の種類(20種類のうち該当するものを記載)
- ・管理者の氏名または名称及び連絡先
- ・最大保管高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合のみ)
- ・最大保管量(排出場所以外で保管する場合のみ)

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
管理者	氏名 横須賀 花子
	連絡先 ○×課 000-0000

【図-2】産業廃棄物保管場所掲示板イメージ

掲示板の材質は問いません。見やすい位置に掲示してください。

一般廃棄物と産業廃棄物を分別せずに運搬させるのは法律違反です。

市では事業所への立入検査や、市の処理施設への搬入物の展開検査を実施し、分別状況の確認を行っています。分別の徹底にご協力をお願いします。



産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底してください。

少量の
産業廃棄物でも
混入禁止です!

資源物とは

事業系ごみの中には、古紙類、^{せんていし}剪定枝、^{ちゅうかいるい}厨芥類(生ごみ)などの資源化できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。



古紙類の減量化・資源化

減量化の取り組み

電子媒体の利用によるペーパーレス化、両面印刷の励行、裏紙の使用など

資源化

リサイクルできる紙類(段ボール、新聞・雑誌、コピー用紙、パンフレット、シュレッター紙など)は資源化してください。資源化できる紙の種類や出し方については、契約している収集運搬業許可業者または下記の「**古紙間屋**」などに相談・確認してください。



市に提出された事業者の処理実績では、段ボールの99%以上が資源化処理されています。

市内の古紙間屋一覧

○(株)金澤紙業 横須賀事業所	☎ 046-869-4311	(浦郷町5-2931-82)
○(株)金澤紙業 久里浜事業所	☎ 046-830-5880	(内川1-7-6)
○(有)鈴木商店	☎ 046-836-9840	(公郷町1-27)
○(有)東洋紙業	☎ 046-835-3500	(内川1-4-8)
○(株)村松紙業	☎ 046-835-8562	(舟倉2-2-8)

「紙パック」「段ボール」「その他の紙」(包装紙、紙袋、紙箱など)は、リサイクルプラザ「アイクル」(浦郷町5-2931)に搬入できます。料金・受入基準等の問い合わせは☎046-866-1196まで。

剪定枝の資源化

事業系剪定枝は、下記の資源化処理施設に事前に相談・確認した上で持ち込んでください。市の処理施設には搬入できません。

剪定枝の資源化処理施設

○横須賀緑化造園協同組合	☎ 046-851-1660	(神明町1)
○環境衛生管理(株)	☎ 046-848-7887	(長沢5-3241)
○田中石材土木(株)	☎ 046-856-1931	(長坂3-10-13)
○(株)横須賀バイオマスエナジー	☎ 046-876-8427	(浦郷町5-2931-15)

各施設に持ち込みできない草等の搬入先は、積替保管施設(長坂5-3656)となります。料金、受入基準等の問い合わせは☎046-856-7111まで。

厨芥類(生ごみ)の減量化・資源化

食品ロス^{*1}減量化の取り組み

仕入量の調整、メニューの工夫(小盛り、希望に応じた提供)、持ち帰り希望者への対応(ドギーバック提供など)

3010運動^{*2}の実践

※1 食品ロスとは、食べられるのに廃棄される食品を指します。

※2 3010運動とは、宴会で乾杯後30分間、お開きの10分前は自分の席に戻って料理を楽しむ取り組みです。



資源化

食品残さ(食品ロス、魚のアラ、調理くずなど)は、家畜の飼料や畑の堆肥などに資源化することができます。

食品残さの資源化処理については、契約している収集運搬業許可業者や資源化処理施設に相談してください。

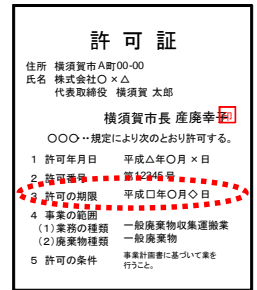
事業系ごみの処理の流れ

事業系一般廃棄物

① 許可業者と委託契約

① 市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託します。

- ・市のホームページで「一般廃棄物収集運搬許可業者」と検索すると許可業者一覧を入手できます。
- ・事業所の所在地、事業内容、ごみの排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、料金などを相談してください。
- ・許可業者に、市が発行する許可証(【図-3】参照)の提示を求め、有効期限を確認してください。



② 分別

② **排出の段階で資源化できるものを分別し、減量・資源化に努めてください。**

- ・少量でも資源物との分別をお願いします。
- ・ちりくず厨芥類(生ごみ)は水切りをするなど、減量に努めてください。

ここをチェック!

【図-3】一般廃棄物収集運搬業許可証イメージ

③ 保管

③ ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。

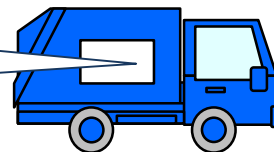
- ・必要に応じ蓋つきポリ容器やカラス除けネットなどを適正に使用してください。

④ 事業所から排出

④ 契約した一般廃棄物収集運搬業許可業者が回収します。

⑤ 市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の車両は、【図-4】のような表示がされています。

一般廃棄物処理業
横須賀市許可第12345号
(株)○×△



【図-4】一般廃棄物収集運搬業許可業者使用車両掲示イメージ

※ 事業系一般廃棄物は、自ら横須賀ごみ処理施設「エコミル」(長坂5-1-1)に搬入することもできます。
料金、受入基準等の問い合わせは☎046-854-4153まで。

⑥ 中間処理・リサイクル

⑥・⑦

- ・横須賀ごみ処理施設「エコミル」へ運ばれたごみは焼却処理されます。焼却灰は、処理され、道路の材料などに再利用されます。
- ・資源化処理施設に運ばれた紙ごみ、剪定枝、ちりくず厨芥類などの資源物は、新たな製品(再生紙、飼料、肥料など)として資源化されます。

⑦ 最終処分



事業系ごみは家庭ごみ集積所に出せません
このような行為は、排出量に関係なく不法投棄とみなされます。事業系ごみは適正に処理してください。



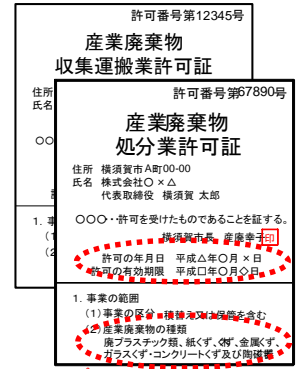
事業系一般廃棄物多量排出事業者について

事業系一般廃棄物を日量平均50キログラム以上排出する事業者は多量排出事業者としており、処理実績などの報告が求められます(10ページ参照)。

産業廃棄物

① 産業廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を、産業廃棄物処分業許可業者に処分を委託します。

- 市または県のホームページで「産業廃棄物処理業者名簿」と検索すると許可業者の名簿を入手できます。また、(公社)神奈川県産業資源循環協会(☎045-681-2989)で紹介してもらえます。
- 事業所の所在地、事業内容、産業廃棄物の種類、排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、保管方法、料金などを相談してください。
- 産業廃棄物の収集運搬業許可業者、処分業許可業者のそれぞれと書面による契約をしなければなりません。
- 委託する許可業者の許可証(県または市発行)の提示を求め、有効期限および委託する許可業者が委託する産業廃棄物(種類)の許可を持っているか確認してください(【図-5】参照)。
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれの許可業者と契約してください。



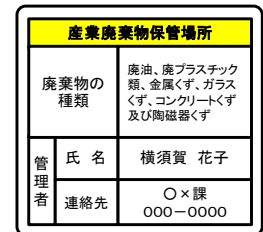
【図-5】産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可証イメージ

② 事業系ごみは排出の段階で資源化できるものとできないものを分別し、ごみの減量、リサイクルに努めてください。

- 少量でも資源物との分別をお願いします。

③ ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。

- 産業廃棄物保管場所には事業所内であっても掲示板が必要です。(【図-2】及び5ページ参照)

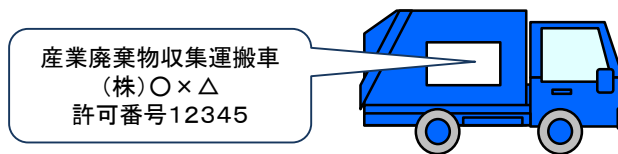


【図-2】産業廃棄物保管場所掲示板イメージ

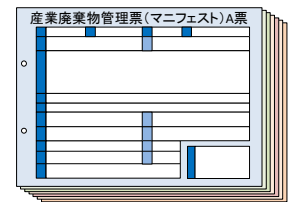
④ 契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が回収します。

- 産業廃棄物を引渡す際には、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに産業廃棄物管理票を交付しなければなりません(【図-1】及び5ページ参照)。

⑤ 産業廃棄物収集運搬業許可業者の車両は、以下のような表示がされています。



【図-6】産業廃棄物収集運搬業許可業者使用車両掲示イメージ



【図-1】産業廃棄物管理票(紙マニフェスト・7枚複写)イメージ

※ 産業廃棄物は自ら産業廃棄物処分業許可業者の施設へ運搬することもできます。運搬の際は車両への必要事項表示義務があります(9ページ参照)。自己搬入については、処分業許可業者と相談してください。

⑥・⑦

- 産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入されたごみは、様々な方法で中間処理され、一部は有価物に生まれ変わります。



産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底して下さい。

少量の
産業廃棄物でも
混入禁止です!

廃棄物の処理委託と運搬の注意点

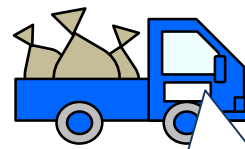
1. 事業系ごみを処理委託する際の注意点

すべての事業系ごみに関する事項

- 委託する業者は、積下し場所の県または市の許可を受けているか。
- 許可証の有効期限は切れていないか。

産業廃棄物に関する事項

- 収集運搬および処分は、それぞれ書面による契約をしているか。
- 許可業者は、処理を委託する産業廃棄物の種類の許可を持っているか。



産業廃棄物収集運搬車
○×△(株)

2. 産業廃棄物を自ら運搬する際の注意点

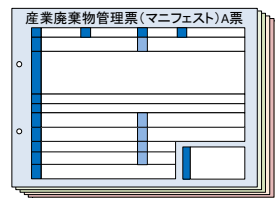
- 運搬において、飛散、流出がないようにする。
- 運搬車両に必要な表示をする(【図-7】参照)。
- 運搬車両には紙マニフェストまたは以下の事項を記載した書面を備え付ける。(または電子マニフェストを使用する。)

- ・氏名または名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び量
- ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

- 電子マニフェスト使用時は上記情報をすぐに確認できるようにする。

自ら処理施設に搬入する場合は、運搬先の処分業許可業者と相談してください。

【図-7】産業廃棄物自己運搬車両
掲示イメージ



【図-1】産業廃棄物管理票
(紙マニフェスト・7枚複写)イメージ

3. 産業廃棄物を排出する際の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

マニフェストは、事業者が、ごみの処理の流れを把握するため、収集運搬又は処分業許可業者に対して交付するものです。事業者は、産業廃棄物の引渡しのたびに、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

【紙マニフェスト】

紙マニフェスト(【図-1】参照)は下記の団体などで販売されています。交付の際は、必要事項を記入し、ごみの引渡しと同時に収集運搬または処分業許可業者に手渡してください。

交付後は、許可業者から運搬終了日や処分終了日、最終処分場所が記載された写しの送付を受け取ることで、委託契約書どおりに適正処理が行われたことを確認してください。

交付したマニフェストおよびマニフェストの写しは5年間の保管が義務付けられています。また、1年間の交付状況を、翌年度、市へ報告してください。(10ページ参照)。

【電子マニフェスト】

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報センターを利用し、インターネット上で処理状況を入力、確認、管理する方法です。利用には、ごみを排出する事業者、収集運搬業許可業者、処分業許可業者の3者がシステムに加入する必要があります。

電子マニフェストを用いた場合、①自社での5年間の書類保管、②市への年度報告が不要になるなどのメリットがあります。

なお、2020年4月1日から当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者には電子マニフェストの使用が義務付けられています。

紙マニフェストの取扱い先

※ この他にも独自にマニフェストを販売している団体もあります。

- | | | |
|----------------------|----------------|--------------|
| 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 | ☎ 045-681-2989 | 横浜市中区山下町1 |
| (発行元:(公社)全国産業廃棄物連合会) | | シルクセンター2階 |
| 一般社団法人神奈川県建設業協会 | ☎ 045-201-8451 | 横浜市中区太田町2-22 |
| (発行元:建設九団体副産物対策協議会) | | |

電子マニフェストの管理団体

- 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
☎ 0800-800-9023(加入手続等問い合わせ先) 東京都千代田区二番町3

事業者が行う報告について

廃棄物を多量に排出する事業者や産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付した事業者については、市に報告書を提出する義務があります。

以下の説明及び【表-2】を確認し、該当する事業者の方は期限内に報告をしてください。

1. 事業系一般廃棄物関係

(1) 事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書

市では事業系一般廃棄物を日量平均50キログラム以上排出する事業者を、多量排出事業者としています。多量排出事業者は、事業系一般廃棄物に係る減量化計画と処理実績を報告しなければなりません。

※「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」(以下、条例と言います。)第16条第1項に基づく報告書です。報告書の様式は市のホームページで入手できます。

(2) 事業系一般廃棄物管理責任者選任届等

多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の適正な処理を行わせるため、管理責任者を事業場ごとに選任しなければなりません。管理責任者を選任または変更した時は、その日から30日以内に市に届け出なければなりません。

管理責任者は事業場内における廃棄物の排出量の把握、減量化、資源化および適正処理が行われるよう事業場内の管理や指導に努めてください。

※ 条例第17条第1項、同条第2項に基づいた届出です。報告書の様式は市のホームページで入手できます。

2. 産業廃棄物関係

(1) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付した事業者は、毎年4月1日から6月30日までに前年度の交付状況を市に報告する義務があります。なお、電子マニフェストを利用した場合は、報告の必要はありません。

※ 廃棄物処理法第12条の3第7項に基づいた報告書です。報告書の様式は市のホームページで入手できます。

(2) 産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物にあつては発生量が50トン以上)である事業場を設置している事業者は、その処理計画及び実施報告書を提出する義務があります。

※ 廃棄物処理法第12条第9項、第10項、第12条の2第10項、第11項に基づいた計画書及び報告書です。詳しくは市のホームページで「多量排出事業者の届出」と検索するか、市まで問い合わせください。

【表-2】事業者の報告について

提出書類	対象事業者	提出期限
事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書	事業系一般廃棄物を日量平均50キログラム以上排出する事業者	毎年5月31日まで
事業系一般廃棄物管理責任者選任届等		選任または変更した日から30日以内
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物管理票を交付した事業者	毎年6月30日まで
産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業者 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者	毎年6月30日まで

事業系ごみに関するQ&A

Q. 1 : どうして事業系ごみは市で収集しないの？

A. 1 : 事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自ら適正に処理する責任があるためです。1ページを参照してください。

Q. 2 : 許可業者と契約するにはどうすればいいの？

A. 2 : ごみの種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約して下さい。市内許可業者の連絡先は市のホームページでも検索できます。

Q. 3 : 許可業者と契約したら、どこにごみを出せばいいの？

A. 3 : 許可業者と契約する際にごみを出す場所を決めてください。個別収集が原則です。公道や家庭ごみ集積所に出すことはできません。

Q. 4 : ごみは少量しか出ないのに許可業者と契約しなければいけないの？

A. 4 : 契約する必要があります。少量しかごみが出ない事業所向けに、前払いの有料ごみ袋を準備している許可業者もあります。詳しくは許可業者にご確認ください。市内許可業者の連絡先は市のホームページでも検索できます。

Q. 5 : 事業所で働く人が昼食時に買った弁当のプラ容器や仕事の合間に飲んだジュースの空き缶を事業所から排出する場合は、どう分別するの？

A. 5 : 弁当のプラ容器、缶、びん、ペットボトルは産業廃棄物となります。オフィスや工場等の事業所から排出される廃棄物は、事業活動から排出されたものと同様に取り扱いってください。

Q. 6 : 市の施設に直接搬入することはできるの？

A. 6 : 市内で発生した事業系一般廃棄物は、横須賀ごみ処理施設「エコミル」に搬入することができます。ただし、粗大ごみ、事業系剪定枝は搬入できません。

Q. 7 : 事業系ごみを家庭ごみ集積所に出したらどうなるの？

A. 7 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反(不法投棄)となり、罰則(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金)の対象となります。市では警察と連携して、排出者特定の調査を行っています。ごみの不法投棄はしないでください。

Q. 8 : 事務所が一般の集団資源回収を利用することはできるの？

A. 8 : 利用できません。資源物については6ページを参照してください。

Q. 9 : 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の処理はどうしたらいいの？

A. 9 : 家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合であっても、家電リサイクル法の対象です。

Q. 10 : ごみを自分で焼却してもいいの？

A. 10 : 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2(焼却禁止)で禁止されています。焼却は法が定める規格に適合した焼却設備でしかできません。

お問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 資源循環部 廃棄物対策課

☎ 046-822-8523(直通) / FAX 046-823-0865

横須賀市ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>

ホーム>産業・まちづくり>産業廃棄物・事業ごみ

